

第4次益田市男女共同参画計画 <令和6年度事業実績>

資料 1

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

基本施策1 人権尊重の意識づくり

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
1	【講演会や研修の開催】 性別による人権問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて人権尊重意識を高めるための講演会や研修を開催します。 ●人権教育、啓発活動の実施 ●男女共同参画に関する講座等の実施 ●コロナ禍における啓発への工夫 ●益田市男女共同参画計画の周知	○男女共同参画に関する理解を深めるための講座・研修を行う。	○地区人権・同和教育推進協議会委員等向け研修会 日時：10月28日 場所：匹見タウンホール 対象：地区人権・同和教育推進協議会委員等 参加者：25人 内容：「アイコンシャス・バイアス（無意識の偏見）について」と題した研修会を開催した。	○男女共同参画に係るテーマに沿って、講座や研修会を開催し理解を深めることに繋がった。	人権センター
2	【意識啓発の充実】 男女共同参画の視点に立った慣行の見直しや意識啓発を進めます。また、男女共同参画に関する世界や国の動きについて、情報提供を行います。 ●市広報やホームページ、ケーブルテレビ等での情報提供 ●男女共同参画週間や人権週間でのパネル展示 ●男女共同参画通信の発行 ●男女共同参画に関する書籍やDVD等の資料の充実 ●行政内部メールを活用した情報発信	○男女共同参画週間でのパネル展示を実施する。また、来場者へのアンケートを行う。 ○男女共同参画通信を年1回以上発行し、第4次計画の周知や市の取組について紹介する。 ○公式ウェブサイト等での情報提供を実施する。	○男女共同参画週間等でのパネル展示 場所：人権センターロビー 内容：ジェンダー平等、あらゆる人への暴力の防止や相談機関の紹介など、パネル展示を行い情報提供及び意識啓発を図った。 6月－DV、デートDV、性暴力、相談機関紹介 8月－みんなで目指すSDGs×ジェンダー平等 11月－相談機関紹介、暴力防止 対象：一般市民 ○男女共同参画に関する書籍やDVDを購入し、貸出資料とした。 ○男女共同参画通信「なあ〜んと素敵なパートナーシップ」発行	○女性に対する暴力をなくす運動期間における市民啓発については、益田児童相談所と連携して取り組むことにより展示内容が充実した。引き続き関係機関と連携を図りながら、市民への情報提供及び意識啓発に努めたい。	人権センター

(2) 学校教育における男女共同参画の推進

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
3	【男女共同参画の視点に立った学校教育の充実】 学校教育全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。 ●人権の尊重についての教育の推進 ●男女平等、男女相互理解についての教育の推進 ●家族や家庭生活の大切さについての教育の推進	○各校の実態を踏まえ、各種人権課題に関する指導を実施する。 ○学習指導要領に基づき、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことに関する指導を実施する。 [小学校：家庭、道徳、特別活動(学級活動)] [中学校：社会(公民的分野)、技術・家庭(家庭分野)、道徳、特別活動(学級活動)]	○児童会や生徒会活動、学級活動、学校行事、各教科の学習等の様々な場面で、性別に関係なく一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍しながら生活するための教育活動を展開した。 ○人権に関する指導を行う際には、身につけさせたい資質、能力を明確にして実施した。	○ジェンダー平等について学び、意識を高める研修を継続していくこと。 ○伝統的な性別役割分担意識をさらに解消していくためには学校と家庭・地域が連携した活動が必要。	学校教育課
4	【教職員に対する男女共同参画の意識づくり】 男女共同参画への理解を深めるため、教職員を対象とした研修を実施します。 ●男女共同参画を進めるための教職員研修の実施 ●女性の人権課題を取り上げた教職員研修の実施	教職員自身が子どもたちの身近な働き方・暮らし方のロールモデルとなっていることを踏まえ、 ○各校の実態に沿った人権尊重に関する教職員研修を実施する。 ○男女共同参画を進めるための動画教材等を活用した教職員研修の企画支援や資料提供を行う。 ○男女共同参画への理解を深めるため教職員を対象とした研修を実施し、アンケートを以て検証する。	○男女共同参画に関する研修会を11校で実施した。 ○島根県教育センター、島根県人権啓発推進センター、益田市人権センターでの研修会案内や各校への研修サポート、DVDや書籍の紹介等行った。 ○男女共同参画をはじめ、啓発用DVDや書籍の貸出を行った。 実績：6校	○各学校では、女性に関する課題について児童・生徒が学ぶ機会を多くの学校が設けているが、教職員研修で取り組んだ割合は、県平均のおよそ半分となっている。 ○今年度教職員を対象とした男女共同参画への理解を深める研修会は実施できなかった。工夫しながら、意識啓発に繋がる取組を実施したい。	学校教育課 人権センター

(3) 社会教育における男女共同参画の推進

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
5	【学習機会の提供】 固定的な性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。 ●市民学習センターでの講座の実施 ●各地区公民館での学習機会の提供 ●世代間交流等、対話を通じた働きかけの実施	○公民館講座等において、男女が社会対等に文化的利益を享受できる多様な研修を企画する。	○地区同推協等と連携した人権研修を開催した。 20公民館/48回 ○「対話プラス」のキャストの男女数 (小中高生と地域の大人が1対1の対話を通して「これからどんな大人になりたいか」を一緒に考える授業) ・中学・高校対話プラス参加の大人延べ数：男性152人/女性130人 ・小学校対話プラス参加の高校生実数：男性26人/女性26人 ○「JFAこころのプロジェクト夢の教室」夢先生の男女数 (様々な競技の現役選手やOB/OGなどを夢先生として学校へ派遣し、「夢を持つことや、その夢に向かって努力することの大切さ」などを伝える授業) 男性3人/女性4人	○各地区公民館において、研修を開催することにより、市内全域の幅広い層に男女共同参画に関する理解を深めることにつながることができた。 ○男女の別に関わらず、子どもたちが多様なロールモデルに接することで、生き方（どう生きたいか、どうありたいか）を学ぶことにつながった。	ひとづくり推進課

(4) 相談体制の充実

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
6	【相談体制の強化】 あらゆる人権問題の相談に対応するため、相談担当者の資質の向上や相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努め、支援の充実を図ります。 ●行政機関等相談担当者ネットワーク会議の充実	○行政機関等相談担当者ネットワーク会議及び研修会を開催する。（男女共同参画に関する情報提供を行う）	○行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催した。 開催：5回 参加者：延105人 内容：①「ひきこもり支援の動きと島根県内の状況」「やさしい日本語について」などの事業内容及び市（県）の状況を関係機関で共有した。 ②「相談対応の留意点（演習を通して）」の研修を受け相談担当者の資質の向上を図った。	○ネットワーク会議の開催により、関係機関の役割や業務内容を共有し相談対応に活用するとともに、相談担当者の資質の向上に繋がった。	人権センター
7	【研修会等の実施】 生活相談員等の資質向上のための研修会を実施します。 ●DV等男女共同参画に関するテーマを取り入れた講座の実施	○民生委員・児童委員及び主任児童委員が研修会等への参加を積極的に行い、男女共同参画の視点にたった相談や支援を行えるよう資質向上に努める。	○部会研修 ・生活福祉部会 ・高齢者部会 ・児童福祉部会	○市民の身近な相談相手として、また相談者を専門機関に繋ぐ立場として、正しく男女共同参画の視点を持ち、的確な相談支援が行えるよう今後も継続的な研修などの資質向上が必要。	福祉総務課

基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

基本施策２ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
8	【意識啓発と予防の充実】 女性に対する暴力が重大な人権侵害であることを周知し、暴力防止に向けた講演会や街頭啓発活動を行い、意識啓発に努めます。 ●「女性に対する暴力をなくす運動」啓発活動への参加 ●市広報やホームページ、ケーブルテレビ等での情報提供 ●リーフレットや相談カードの設置 ●DV相談窓口の周知 ●セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止対策の推進 ●性犯罪・性暴力に対する啓発の推進	○市公式ウェブサイト等による情報提供周知に努める。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）の市広報等による啓発活動を実施し街頭キャンペーン等へ参加する。	○市公式ウェブサイトに掲載（相談窓口、DVとは） ○11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、市広報への掲載及び市庁舎前に懸垂幕を掲揚した。また、お知らせ放送でも呼びかけを行い、啓発活動を実施した。	○11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて国県等と一体的に啓発活動を実施することで、効果的に意識啓発を行うことが出来た。今後も様々な機会を捉え、継続して意識啓発に努める必要がある。	子ども家庭支援課
		○暴力防止に関する研修、展示等、意識啓発を行う。 ・男女共同参画週間に合わせて、DV防止をテーマに益田児童相談所と連携し、パネル展示等を実施する。 ○女性に対する暴力をなくす運動街頭啓発活動へ参加する。 ・女性に対する暴力をなくす運動に合わせて、益田児童相談所と連携しパネル展示等を実施する。	○【再掲】 男女共同参画週間等でのパネル展示 場所：人権センターロビー 内容：あらゆる人への暴力の防止や相談機関の紹介など、パネル展示を行い情報提供及び意識啓発を図った。 6月－DV、デートDV、性暴力、相談機関紹介 11月－相談機関紹介、暴力防止 対象：一般市民	○女性に対する暴力をなくす運動期間における市民啓発については、益田児童相談所と連携して取り組むことにより展示内容が充実した。引き続き関係機関と連携を図りながら、市民への情報提供及び意識啓発に努めたい。	人権センター
		○関係機関からのパンフレットなどを事業所に情報提供する。	○益田鹿足雇用推進協議会会員の事業者へパンフレットなどを配布し、周知を行った。	○関係機関と連携し、情報提供を引き続き行っていきたい。	産業支援センター
		○教育委員会事務局、市立学校職員へのハラスメント相談窓口カードの配布・周知	○ハラスメント相談窓口カードを教育委員会各課、各学校、各公民館等の職員に配付した。相談件数：0件	○令和6年度においても相談件数0件という結果となった。 例年カード配布はするものの各機関における認識度は未知数のため、メール等による周知も図りながら、今後も引き続き相談しやすい環境づくりを推進していきたい。	教育総務課
9	【若年層への意識啓発】 男女の人権尊重の意識啓発及びデートDVの未然防止教育を積極的に行います。 ●中学生を対象としたデートDV防止教育の実施 ●教職員を対象としたデートDVの研修会の実施	○市内の各中学校内においてデートDV未然防止の取組が実施できるよう、学校との連携を図る。 ○チラシなどを配付し、啓発を行う。	○デートDVに関するチラシを市内の全中学生に配布し、意識啓発を行うとともに、身近な相談機関の周知を図った。	○デートDV未然防止教育をはじめ、若年層に対する人権尊重の意識啓発に努めたい。	人権センター

(2) 適切な相談の実施

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
10	【相談体制の充実】 相談しやすい体制づくりに努め、相談者へ適切な支援を行います。また、相談担当者の資質向上のため、県等関係機関が実施する研修に積極的に参加します。 ●各機関での相談体制の充実 ●研修等による相談担当者の資質の向上	○女性相談研修等へ参加する。 ○ケース対応の振り返り等を目的に関係機関との事例検討を行う。	○「女性相談支援員・女性相談担当者実務者研修（前期）」参加 日時：7月3日（前期） 場所：保健センター（Web会議） ○「若年層に対する暴力教育研修」参加 日時：8月5日 場所：保健センター（Web会議） ○「女性相談支援員・女性相談担当者専門研修会」参加 日時：8月23日 場所：保健センター（Web会議） ○「女性相談支援員・女性相談担当者専門研修（後期）」参加 日時：11月21日 場所：保健センター（Web会議） ○「男性・男児の性暴力被害に対する意識啓発研修会」参加 日時：12月18日 場所：保健センター（Web会議） ○相談員2名体制で相談対応を行った。※女性相談対応件数：73件	○各研修会に参加することができた。引き続き研修会への積極的な参加等、相談担当者の資質の向上に努める必要がある。	子ども家庭支援課
		○県等が実施する研修へ積極的に参加する。 ○〔再掲〕行政機関等相談担当者ネットワーク会議及び研修会を開催する。（男女共同参画に関する情報提供を行う）	○【再掲】行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催した。 開催：5回 参加者：延105人 内容：①「ひきこもり支援の動きと島根県内の状況」「やさしい日本語について」などの事業内容及び市（県）の状況を関係機関で共有した。 ②「相談対応の留意点（演習を通して）」の研修を受け相談担当者の資質の向上を図った。	○ネットワーク会議の開催により、関係機関の役割や業務内容を共有し相談対応に活用するとともに、相談担当者の資質の向上に繋がった。	人権センター
11	【関係機関との連携強化】 庁内外の関係機関との連携強化を図り、適切な支援が行えるように努めます。 ●益田圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会への参加 ●女性相談庁内連絡会の開催	○益田圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会の参加等により関係機関との連携に努める。 ○女性相談庁内連絡会及び担当者会議での連携に努める。	○「益田児童相談所管内女性相談担当者連絡会」参加 日時：5月21日 場所：益田児童相談所 ○「益田圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会」参加 日時：10月15日 場所：島根県益田合同庁舎 ○「島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議（実務者会議）」参加 日時：12月24日 場所：保健センター（Web会議）	○日頃から庁内外関係機関との連携に努めた。引き続き、適切に支援が行えるよう各会議等の機会も利用し、連携強化を図る必要がある。令和6年度は女性相談対応件数が増加し、庁内関係機関との連携が必要なことも多かった。今後、庁内関係機関での会議を開催し、より連携を強化していく必要がある。	子ども家庭支援課
12	【被害者支援の充実】 関係機関との連携により、被害者に対する適切な情報提供及び支援に努めます。 ●ワンストップ・同行支援の実施 ●児童相談所、警察署と連携した支援の実施	○相談早期から関係機関（児童相談所、警察署）と連携し、支援内容を検討、確認しながら、支援を行う。 ○相談者がワンストップで支援が受けられるよう、可能な限り窓口を一本化して対応する。	○相談者がワンストップで支援が受けられるように、可能な限り子育てあんしん相談係が調整し対応した。 ○早急に支援が必要な場合や2次被害を防ぐため、関係する機関も一緒に相談を聞き、支援内容の検討をした。 ○児相、女性相談センター西部分室との連絡会を開催し、困難ケースの支援内容の検討や支援の振り返りを実施した。 ※女性相談対応件数：73件（施策番号10再掲）	○引き続き、ワンストップ等の支援や関係機関との連携により、適切な支援に努める。	子ども家庭支援課

基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 性差に応じた健康支援

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
13	【性教育の実施】 性と生殖に関して健康であることの重要性について正確な知識を持ち、自分自身を大切に、相手の心身の健康についても思いやりを持てるような教育を行います。 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」 (性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち取り組みます。 ●学習指導要領に基づいた学校における性教育の実施 ●性に関する情報提供	○学習指導要領に基づき、次の教科等を核として性に関する指導を実施する。 〔小学校：体育科、特別活動(学級活動)〕 〔中学校：保健体育科(保健分野)、特別活動(学級活動)〕 ○教職員を対象にした健康教育指導者養成講座等の講座や研修会の紹介や関係資料の提供を行う。	○児童・生徒の発達段階に応じ、保健体育・道徳・学級活動等で性に関する指導を関連的に実施した。 ○性に関する指導等の関係研修会や性に関する指導の手引等の情報提供を行った。	○各学校では、学習指導要領に基づき、性に関する指導を行っている。今後さらに、医療や福祉と連携した教育活動を支援したい。	学校教育課
14	【健康の保持増進】 性差に応じた健康保持を支援するための取り組みを推進します。男女が適切に健康の自己管理ができるよう生涯を通じた健康保持に関する普及啓発に努めます。 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」 (性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち取り組みます。 ●健康相談、健康教育の実施 ●健康教育等で、男性の調理実習等、男女共同参画の視点をもつ	○健康の自己管理ができるよう健康相談や健康教育を実施し、生涯を通じた健康保持を支援する取組を行う。 ・個別健康相談の充実 定期相談：市立保健センター(予約制)、匹見保健センター 各地区健康相談 ・健康教室の工夫 年代や性差に応じた内容を取り入れる。 (壮年期の生活習慣病予防、男性のメタボ対策や女性の骨粗鬆症予防など) 地区健康づくりの会や自治会と協力し特に男性の参加増に向けた取組を行う。	○個別健康相談の充実 ・利用実績 実施回数 延利用人数(男性・女性) 市立保健センター 18回 31人(6人・25人) 匹見保健センター 8回 16人(0人・16人) 各地区 77回 1,070人(312人・758人) ・定期相談日以外で市民から相談希望があった場合、個別で対応した ○健康教育の工夫 ・生活習慣病予防教室(益ます元気教室)にて、益田市の健康課題である「糖尿病」と「高血圧・脳卒中」をテーマに予防講座を実施。どなたでも参加可能だが、健診結果から高リスク者へ勧奨案内をした。 糖尿病 参加実人数 50人(男性 11人・女性 39人) 高血圧・脳卒中 参加実人数 97人(男性 19人・女性 78人) ・地区健康づくりの会や自治会サロン等にて、骨粗鬆症予防や運動指導など住民のニーズに応じた健康教室を開催した。 実施回数 492回 延参加者数 7,305人(男性2,225人・女性5,080人)	○市広報やお知らせ放送等で、誰もが気軽に利用できるよう定期相談日を周知した。 ○健康相談予約時に概要を聞き取り、内容により保健師だけでなく、栄養士や歯科衛生士が対応し、相談支援の充実を図った。 ○個別相談では、身体面だけでなく心理面での相談も増えている。性差に応じた支援を含め、あらゆる相談に対応している。 ○健康教室の参加は女性が多く、年代では高齢者が多い。生涯を通じた健康保持に関する普及啓発のために、若い年代や男性の参加に向けた教室開催の工夫をする必要がある。	健康増進課
15	【子どもと妊産婦の健康支援】 妊娠・出産期における子どもと母親の健康を確保し、育児支援の充実を図ります。 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」 (性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち取り組みます。 ●母子健康手帳交付時の保健指導・相談の充実 ●妊婦健診に対する費用の助成 ●妊婦とその家族を対象にした事業の実施 ●乳児家庭全戸訪問事業の実施	○妊娠から出産、育児へと切れ目のない健康支援と育児支援の充実を図る。 ①母子健康手帳交付時の面接、相談 ②妊婦健診に対する費用の助成 ③妊娠を希望する人や妊婦とその家族を対象とした講座や教室 ④産婦健診の実施 ⑤委嘱助産師による訪問、相談事業 ⑥産後ケア事業(通所型・訪問型) ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧乳幼児健康診査事業 ⑨乳幼児健康相談・離乳食講習会 ⑩子育て世帯訪問サポート事業	①母子健康手帳交付時、専門職が対応し必要な相談や情報提供を実施。(交付数244人) ②妊婦健診受診票14回分を母子健康手帳交付時に配布し、公費による健診を医療機関で実施。 ③妊婦や家族を対象に子育て支援センターと連携して「ハロー！ベビー・ハッピー講座」を土日に年6回開催。すくすくCaféを1回開催。(参加申込がなかったため2回中止) ④産婦健診受診票を2回分(産後2週間・1ヵ月)、母子健康手帳交付時に配布し、公費による健診を医療機関、助産院で実施。 ⑤委嘱助産師5名。延訪問件数362件。研修会を2回開催。 母子保健推進員数21人。延活動件数496件。研修会を2回開催。 ⑥産後から4ヵ月未満の母子を対象に産後ケア事業を実施。(利用延件数 通所型236件、訪問型48件) ⑦乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)を4ヵ月未満で実施。その後、養育支援が必要と思われる家庭に対して、養育支援訪問事業として定期的に家庭訪問等を継続(赤ちゃん訪問率99.1% 養育支援訪問対象59件) ⑧集団健診を各月1回保健センターで実施。(受診率：乳児100% 1歳6ヶ月児95.9%、2歳児94.4%、3歳児98.5%) 個別健診を受診票の配布により医療機関で実施。 ⑨子育て支援センターと連携し、毎月1回乳幼児健康相談、離乳食講習会を実施。	○切れ目のない健康支援の充実として、必要な方については妊娠期から家庭訪問等にて丁寧な支援を実施した。また、妊娠期に子育て支援センターと連携した助産師の教室や妊娠を希望する人や妊婦とその家族を対象に食事や栄養・歯科保健の教室を実施した。産後は、支援の必要な産婦を産婦健診等で産後早期に把握し、速やかに産後ケア等の事業に繋げるよう訪問や電話連絡を実施した。妊娠中からの安心感の提供や産後の支援の充実につながっている。今後も引き続き、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援を行っていくために、地域や関係機関との連携、既存の母子保健・子育て支援・相談事業を充実させながら取り組む。	子ども家庭支援課 子育て支援センター

基本施策4 安心して暮らせる環境づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
16	【相談体制の充実】 困難な状況に置かれている家庭、高齢者、障がい者、外国人等からの相談に対して、適切な支援を行います。 ●連絡会議を開催し、相談支援関係機関との連携強化を図る ●事例検討に、男女共同参画の視点を持つ	○地域包括支援センター連絡会議及びセンター職員研修会の開催 ○地域包括支援センターの周知	○高齢者の生活や介護に関する相談が安心してできるよう、地域包括支援センターの周知を地域の集いの場等様々な場面で行った。 ○地域包括支援センター連絡会議の開催（5, 9, 12月） ○各地域包括支援センターへの訪問（10月）	○高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターについて一定程度周知できているが、継続して周知していく必要がある。 ○複合的な課題を抱える世帯への支援が必要な状況が増えている。職員の専門性を高めるとともに、多職種・多機関の連携の仕組みを整えていく必要がある。	高齢者福祉課
		○益田市障がい者自立支援協議会相談支援会議において、関係機関と連携し、適切な支援の実施と支援の充実に向けて取り組む。	○益田市自立支援協議会 相談支援会議の開催（12回／年） ・事例検討 7回 ・研修・意見交換 2回	○会議等を開催することで、関係機関と情報共有、連携の推進を図ることができた。また、事例検討や研修会を行うことで、支援の向上につながった。今後も継続して定期的な会議開催が必要。 ○障がいのある方の地域総合相談窓口である益田市基幹相談支援センターの周知・啓発が必要。	障がい者福祉課
		○要保護児童対策地域協議会等の支援ネットワークを活用して、関係機関と連携しながら支援の必要な児童や保護者、妊婦に対して、適切な支援を行う。	○要保護児童対策地域協議会の実施状況 代表者会議：1回（25の関係機関・団体と支援ネットワークの構築に向けた会議を実施） 実務者会議：7回（新規・既存ケースの支援内容や普及・啓発活動に関する協議を実施） 進行管理会議：12回（児童相談所等の関係機関と虐待ケースの支援内容の検討を実施） 個別支援検討会議：160回（支援対象者365人の情報共有・支援方針の協議を実施）	○個別支援検討会議を通じて、関係機関との情報共有・役割分担を行いながら多機関連携で支援を実施した。引き続き、要保護児童対策地域協議会等の支援ネットワークを活用し、支援対象者の取りこぼしがないよう連携して支援を行う。	子ども家庭支援課
		○複合化・複雑化した課題のある世帯（一つの世帯に複数の課題が存在している状態の世帯で、8050世帯や介護と育児の両方を行っているダブルケア、世帯全体が孤立している世帯のこと）に対する包括的な相談支援「ひとまる会議」の適切な実施・充実に図る。	○複合化・複雑化した家庭に関する相談支援 23件 包括的支援会議（ひとまる会議）の開催件数 11ケース 延べ開催件数 34回 研修会 2回 複合的な課題を抱えた世帯に対する支援方法の検討の場として「ひとまる会議」を開催した。 また、多機関同士の連携促進を目的とした研修を2回開催した。	○ひとまる会議の開催により、課題を抱えた世帯に対する支援体制の構築を図ることができ、適切な支援の提供に繋げることができた。 包括的な支援体制構築のため、ひとまる会議の開催や支援者のスキルアップによる連携体制の充実に図る必要がある。	福祉総務課
		○〔再掲〕行政機関等相談担当者ネットワーク会議及び研修会を開催する。（男女共同参画に関する情報提供を行う）	○【再掲】行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催した。 開催：5回 参加者：延105人 内容：①「ひきこもり支援の動きと島根県内の状況」「やさしい日本語について」などの事業内容及び市（県）の状況を関係機関で共有した。 ②「相談対応の留意点（演習を通して）」の研修を受け、相談担当者の資質の向上を図った。	○ネットワーク会議の開催により、関係機関の役割や業務内容を共有し相談対応に活用するとともに相談担当者の資質の向上に繋がった。	人権センター
17	【自立のための支援】 ひとり親家庭等の自立と就業の促進に対して、きめ細かい支援の充実に努めます。 ●母子家庭高等技能訓練促進給付金の支給 ●児童扶養手当の支給 ●自立支援教育訓練給付金の支給	○ひとり親家庭等の自立と就業促進を図り生活の安定を促進するための事業に取組み、支援の必要な家庭に対する情報提供の徹底に努める。 ・児童扶養手当の支給 ・高等職業訓練促進給付金の支給 ・自立支援教育訓練給付金 ・小・中学校入学支度金や交通遺児手当給付金の支給	○ひとり親家庭の自立と就業の促進 ・児童扶養手当受給資格者419人、受給者361人 ・高等職業訓練促進給付金受給者1人 ・自立支援教育訓練給付金受給者0人 ・小・中学校入学支度金受給者55人 ・交通遺児給付金受給者1人	○母子父子自立支援員の配置により、ひとり親家庭に対する各種の支援につなげることができた。	子ども福祉課

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
18	【関係機関との連携】 困難な状況に置かれているひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人等に対して、医療、教育、就労等分野を超えた総合的な取組が必要であるため、関係機関と連携を図り支援を行います。 ●関係機関との連携を図り状況に応じた対応を行う	○相談者に寄り添いながら関係機関と連携した適切な支援を実施する。	○【再掲】 ・地域包括支援センター連絡会議の開催（高齢者福祉課） ・益田市自立支援協議会 相談支援会議の開催（障がい者福祉課） ・要保護児童対策地域協議会の開催（子ども家庭支援課） ・包括的支援会議（ひとまる会議）の開催（福祉総務課） ・行政機関等相談担当者ネットワーク会議の開催（人権センター）	○引き続き関係機関と連携し、状況に応じた適切な支援・相談対応に努める。	全課
19	【外国人保護者に対する支援】 言葉や文化・習慣の違いにより課題を抱えた外国人の子育て家庭に対して支援を行います。 ●子育て家族の交流の場の提供	○言葉や文化の違いなどを含めた課題を抱える子育て家庭に対し、情報交換の場の提供等により支援につなげる活動を行う団体等の周知と運営に係る支援を行う。	○令和6年度はセンター利用なし。	○言葉や文化の違いなどを含めた課題を抱える子育て家庭に対し、情報交換の場の提供等が必要である。 ○外国人保護者に対する支援は、庁内の関係部署が横断的に取り組む必要がある。 ○センター利用があった際は、外国人家族の支援を行う。	子育て支援センター

(2) 福祉サービスの充実

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
20	【高齢者福祉サービスの充実】 認知症や一人暮らしの高齢者をはじめとして、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう高齢者福祉サービスの充実を図ります。 ●福祉サービスガイド「ちえぶくろ」・パンフレット配布、ホームページ掲載等による情報提供 ●介護保険制度の充実 ●介護保険制度以外のサービスの充実	○日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯（利用者）に緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応する。 ○日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯（利用者）が、民間警備会社の実施する緊急時駆けつけサービスを利用する際の装置導入費用の一部助成を行う。	○認知症施策の充実 ・認知症サポーター養成講座の開催：9回開催（10団体、受講者数213名）R7年3月末サポーター総数4,435人 ・認知症カフェ交流会の開催：年2回開催 ・認知症カフェ運営事業補助金：5団体 ・認知症キャラバンメイト交流会の開催：年2回開催 ・認知症初期集中支援チームの活用：件数1件（うち相談のみ2件） ・認知症相談会「おしゃべりカフェ」の開催：12回開催（参加者数延べ117人） ○安心見守りネットワーク事業 ・緊急通報装置：R7年3月末572台設置（うち78台新規） ○緊急時駆けつけサービス利用支援事業（新規事業）：助成件数18件	○認知症相談会「おしゃべりカフェ」の開催により認知症高齢者の介護者同士の交流はできたが、本人同士の交流の場にはなっていない。 ○安心見守りネットワーク事業において、協力員の確保が困難なケースがある。 ○緊急時駆けつけサービス利用事業を新たに開始し高齢者の在宅生活を支える仕組みの拡充を図ることができた。	高齢者福祉課
21	【障がい（障がい児）福祉サービスの充実】 障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう障がい（障がい児）福祉サービスの充実を図ります。また、介護離職者ゼロをめざします。 ●移動支援事業・日中一時支援事業の実施 ●児童発達支援・放課後等デイサービスの実施 ●ユニバーサルデザインの推進	○障がい福祉サービスの充実と周知 障がい者（児）とその家族が地域で豊かに自立した生活を送ることができるよう地域生活支援事業、障害児通所支援サービスの充実を図る。 ・移動支援事業、日中一時支援事業の実施 ・児童発達支援・放課後等デイサービスの実施 ○安心して住み続けられる環境づくりの推進 さまざまな場面でのユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進を図る。 ・声の広報、点字の実施 ・思いやり駐車場の周知・活用 ・遠隔手話サービスの実施	○地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業）の実施 ・移動支援事業：48人 ・日中一時支援事業：49人 ○障害福祉サービスにおける児童発達支援事業、放課後等デイサービスの実施 ・児童発達支援事業：51人 ・放課後等デイサービス：131人 ○益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化補助金の交付 2団体	○地域生活支援事業、障害児通所支援サービス事業を実施したことで、障がい者が外出や社会参加しやすい環境づくりができ、また、介護者の負担軽減につながった。 ○遠隔手話サービスの利用実績が想定より低かった。	障がい者福祉課

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

基本施策5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 審議会等への女性の積極的登用

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
22	【審議会等への女性の積極的登用】 審議会等への女性参画率の目標を40%として、積極的に女性の参画を拡大します。 ●女性参画率向上に向けた取組 ●女性委員「ゼロ」をなくすための取組	○審議会等への女性委員の登用率向上に向け、庁内各課に周知するとともに、各課が関係機関、組織に対して働きかけを行う。	○審議会等への女性参画率 令和5年度 29.0% ⇒令和6年度 30.1% ○女性委員のいない審議会等 令和5年度 8/54(14.8%) ⇒令和6年度 6/56(10.7%)	○庁内において、引き続き審議会等への女性委員の登用率向上に向けた働きかけを行っていく。	全課

(2) 庁内における女性の積極的登用

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
23	【女性の管理職等への登用促進】 性別にとらわれない職員配置と職務分担を促進するとともに、女性職員の管理職への登用を進めます。 ●女性職員のスキルアップを支援する講座・研修会を通じた人材育成 ●役職登用者へのフォローの実施	○女性職員を性別にとらわれることなく、多様な部署やポストに積極的に配置する。 ○『益田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画』（令和3年4月1日）における目標(令和8年度)を女性管理職員25%、女性課長補佐級職員30%、女性係長級職員現状(43%)維持としており、この目標達成に向け人材育成を図る。	○役職別の女性職員の割合(令和7年3月31日現在) ・部長級 0.0%(対前年度± 0.0%) ・課長級 24.0%(" + 3.6%) ・課長補佐級 39.0%(" + 2.0%) ・係長級 36.7%(" △ 4.0%)	○女性職員の管理職への登用については、令和5年度に続き令和6年度も部長級で不在となったが、部長級・課長級を合わせた全体では、実人員が対前年度2名増の12名となった。また、課長補佐級では実人員3名増で登用割合が増加したものの、係長級においては40歳前後の女性職員が少ないことも影響し実人員2名減となった。 女性登用に当たっては、過度な昇任による悪影響も懸念されるところである。男女の区別なく多様な経験ができるように、任用時からのジョブローテーションに配慮し、昇任時における心理的負担等を軽減していく必要がある。	人事課
24	【市職員研修の実施】 正しい知識を習得し、人権尊重意識や男女共同参画の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めます。 ●人権・同和教育研修を業務と位置づけ参加促進を強化	○係長・課長補佐・課長の各役職段階を念頭におき、様々な研修を通じて人材育成を実施する。 ○女性職員が対象となる研修や外部研修への派遣を実施する。	○新規採用研修から管理職までの階層別研修や行政課題に関する研修機会を提供し、人材育成を図った。 ・階層別研修 新規採用職員研修 一般職員第Ⅰ課程研修(採用4～5年目) 一般職員第Ⅱ課程研修(採用8～11年目) 中堅職員研修 管理監督者第Ⅰ課程研修(新任係長) 管理監督者第Ⅱ課程研修(新任課長補佐) 管理監督者第Ⅲ課程研修(新任課長) ○女性リーダー研修について、課長補佐級の職員6名が受講し、管理職に必要なマネジメントやコミュニケーションなどについて学んだ。	○階層別研修においては、対象の職員がほぼ予定どおりに参加することができた。今後も研修に参加しやすい環境を整えていく。 ○令和5年度においては女性リーダー研修の開催がなかったが、令和6年度については開催があり、女性職員が参加することができた。引き続き、職務の遂行に役立つ研修への参加を進めていきたい。	人事課

(3) 地域における男女共同参画の推進

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
25	【地域における女性の参画拡大】 地域自治組織及び自治会等の意思決定の場への女性の参画を拡大し、女性の視点も含めた男女共同参画を推進します。 ●地域自治組織等の役員への女性の参画拡大 ●公民館運営委員会への女性の参画拡大	○地域自治組織の役員の選出の際などには男女共同参画推進に向けた機運醸成のため情報提供を行う。 ○公民館運営委員の選任の際に、女性の参画拡大の促進に努める。	○地域自治組織の役員会等で男女共同参画推進に向けた女性登用率の向上について情報提供を行った。 ○公民館職員等に対し、男女共同参画への意識が高まるような研修の案内等を行った。 公民館運営委員 R6.3.31 総人数180人／女性数69人 女性登用率38.3% R7.3.31 総人数180人／女性数70人 女性登用率38.9%	○以前に比べ、女性の参画率が増加している地域もある。引き続き人権センターと連携し、取組の主旨や情報提供を行ってきたい。 ○公民館運営委員女性登用率は増加したものの目標には達していない。令和7年度は2年に1度の改選の年度ではないが、人事異動に伴う交代等の新たな委員選任の際には女性の登用を働きかける。	地域振興課 ひとづくり推進課

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
26	【農林漁業団体への女性の参画拡大】 農林漁業関係団体などにおける女性の参画を促進し、男女共同参画を推進します。 ●女性グループ活動の支援	○食と農の重要性や、農林水産業分野についての魅力を発信する。 ○農林水産業分野における女性の関係人口増を図る。	○益田市木材利用連絡会議 構成員7人（うち女性1人） ○益田市農業再生協議会 構成員17人（うち女性1人） ○益田市農業委員会 16人（うち女性5人） ○家族経営協定 協定数：37件 ○農林水産業分野における女性の活躍紹介	○農林水産業分野における女性の関係人口が少ないことから、啓発や担い手相談支援等を通じて同分野へのイメージ向上を図るとともに、興味を持っていただき関係人口を増やす必要がある。	農林水産課

基本施策6 女性の活躍推進

(1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
27	【職場における女性の活躍支援】 採用者に占める女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率などの状況調査を通して職場における女性の活躍推進に関する取組を行う事業者を支援します。 ●労働実態調査の活用 ●女性活躍推進に関する制度等の周知	○関係機関からのパンフレットなどを事業所に情報提供する。 ○女性の活躍推進に関する情報を事業者へ提供する。 ○しまね女性センター等が企画する研修への参加呼びかけを行う。	○益田鹿足雇用推進協議会会員の事業者へパンフレットなどを配布、周知を行った。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会に加入している事業所（51社）等に対して、しまね女性センター等が主催する女性の活躍応援企業に関する事業や研修等の周知を行った。	○関係機関と連携し、情報提供を引き続き行っていきたい。 ○引き続き、チラシ配布等による情報提供を行い企業の女性の活躍推進に関する取組を支援する必要がある。	産業支援センター 人権センター
28	【ワーク・ライフ・バランス実現のための支援】 ワーク・ライフ・バランスをはじめ、男女共同参画についての意識啓発の推進や制度の周知を図ります。 ●講演会等を通じた意識啓発 ●育児・介護休業制度の周知 ●男性の育児・介護休業取得率向上をめざす取組	○関係機関からのパンフレットなどを事業所に情報提供する。 ○従業員の子育てを応援する企業として登録する「ますだ子育て応援宣言企業」の内容を広く周知することで子育て応援に取り組む企業の拡大を図る。 ○ワーク・ライフ・バランス実現のための意識啓発を実施する。 ・チラシ等による情報提供等を行う。	○益田鹿足雇用推進協議会会員の事業者へパンフレットなどを配布し、周知を行った。 ○「ますだ子育て応援宣言企業」新規登録数 1社 合計56社 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会に加入している事業所（51社）等に対して、仕事と生活の両立に取り組む企業の助成制度等の周知を行った。	○ワーク・ライフ・バランス実現への制度周知を引き続き行っていきたい。 ○引き続き新たな登録企業の拡大に向けた働きかけを行う。 ○引き続き、チラシ配布等による情報提供を行い、仕事と生活の両立に取り組む企業を支援する必要がある。	産業支援センター 子ども福祉課 人権センター

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
29	【働きやすい職場環境づくりへの支援】 仕事と子育て等の両立支援に取り組む事業者を支援します。 ●しまね子育て応援企業（こっこカンパニー）認定制度への協力 ●ワーク・ライフ・バランスに関する制度等の情報提供 ●子育てを応援するイクボス（管理職）の拡大 ●主体的に子育てするイクメンの拡大	○県の「しまね子育て応援企業制度（こっこカンパニー）」を活用し、関係課と連携してワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組む。 ○関係機関からのパンフレットなどを事業所に情報提供する。 ○働きやすい職場環境づくり実現のための意識啓発活動を実施する。 ・チラシ等による情報提供等を行う。	○「しまね子育て応援企業」新規登録数 2社 合計28社 ○益田鹿足雇用推進協議会会員の事業者へパンフレットなどを配布し、周知を行った。 ○人権研修会 日時：8月29日 場所：人権センター 参加者：84人 対象：企業関係者及び行政職員等 内容：「職場における人権～無意識のうちに誰かを傷つけていませんか～」と題した研修会を開催した。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会に加入している事業所（51社）等に対して、島根県が実施する仕事と子育て応援助成事業等の周知を行った。	○引き続きパンフレット等の情報提供を行うなど周知していきたい。 ○関係機関と連携し、情報提供を引き続き行っていきたい。 ○研修会に参加することにより働きやすい職場環境づくり実現のための意識醸成に繋がった。 ○チラシ配布等による情報提供を行い、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援する必要がある。	子ども福祉課 産業支援センター 人権センター
		○出産、育児を行う職員または配偶者に対する仕事と育児等の両立支援について、管理職への周知を図る。 ○当該職員が各種支援策を取得できるよう本人及び周りの職員の認識を深め、職場環境整備に努める。	○出産・育児に関する休暇制度を一覧化し、管理職に周知している。また、新任の管理職には、庁内研修で子育て世代に配慮すべき事項の徹底を図るとともに、出産を迎える職員が在籍する管理職に対し、個別に情報共有を行った。 ・育休暇取得人数 女性職員：新規対象者 5人、育児休業取得者 5人 男性職員：新規対象者12人、育児休業取得者 7人 ・育児休業期間 女性職員：平均441日 男性職員：平均 95日 ○妊娠届を提出した職員及び配偶者の妊娠が判明した男性職員に対して、個別に休暇・休業制度や給与の取扱いなどの説明を行った。	○各種支援策の取得に関して、職員においては妊娠を機に当事者としての関心も高まるため、個別に対応することが効果的であり、今後も継続していきたい。また、管理職にも同時期に休暇制度の再認識を促していきたい。	人事課

(2) 多様な働き方への支援

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
30	【就労支援のための情報提供】 関係機関と連携し、就労支援のための情報提供を行います。 ●ホームページや広報を活用した各種イベントの周知	○関係機関からのパンフレットなどを事業所に情報提供する。 ○公式ウェブサイトへ掲載し、周知する。	○益田鹿足雇用推進協議会会員の事業者へパンフレットなどを配布し、周知を行った。	○関係機関と連携し、情報提供を引き続き行っていきたい。	産業支援センター
31	【起業への支援】 起業をめざす人に対する支援を行います。 ●関係機関と連携し空店舗などの情報提供や補助を実施	○商工団体等と連携し、起業を支援する。 ○新事業チャレンジサポート事業により支援する。	○起業や新規創業を行う事業者への事業費補助金を実施した。	○該当補助金において、女性 1件/6件 ○関係機関と連携し、起業支援を引き続き行っていきたい。	産業支援センター

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

基本施策7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備

(1) 子育て支援の充実

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
32	【保育サービス、家庭支援の充実】 様々な就労などの生活形態に応じて、子育て支援サービスを充実し、安心して生活することができる環境を整備します。 ●保育所・幼稚園における保育サービスの充実 ●特別保育サービスの実施 ●ファミリー・サポート・センター事業の実施 ●子育て短期支援事業の実施 ●家庭支援の充実	○多様な就労形態に対応できる保育サービスのメニューを周知し、安心して働くことができる環境の整備を図る。 ○保護者の体調不良や育児不安に対して、子育て短期支援事業を実施する。 ○委託先の拡大に努める。 ○ファミリー・サポート・センター事業の周知とスキルアップ研修への参加促進に努める。	○保育サービスを実施した園に対して補助を行った。 ・延長保育事業（短時間7園、標準時間15園） ・一時的保育事業（22園） ・障がい児発達促進事業（9園） ・放課後児童の預かり事業（8園） ・小規模多機能・放課後児童支援事業（7園） ○子育て短期支援事業 利用者数（延人数）：30人 内訳：2歳以上24人 2歳未満6人 ○事業の活動状況等 ・会員数 241人 （依頼会員150人 提供会員70人 両方会員21人） ・活動件数 137件 ・活動内容 子どもの習い事・学童保育の送迎 保護者の通院・外出の際の預かり、他 ・周知活動 市広報誌掲載、健診時チラシ配布 行事に合わせて制度紹介 ・スキルアップ研修の実施 2回（幼児安全法講習会、孫育て講座）	○今後も保育ニーズを把握し、各事業の継続した支援を行うことで保育環境の充実に努めたい。 ○ショートステイ事業を利用することにより、児童を安全に養育、保護することができ、虐待の未然防止や養育環境の調整を行った。 ○事業の委託先を市内里親に拡大することができ、保護者のニーズに柔軟に対応することができた。	子ども福祉課 子ども家庭支援課 子育て支援センター
33	【放課後児童の居場所の確保】 小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を確保することにより、子育て支援を行います。 ●放課後児童クラブの拡充 ●放課後子ども教室の実施	○就労等により保護者が家庭にいない児童の放課後等の時間における適切な遊び生活の場として提供する放課後児童クラブの運営の充実を図る。 ○ボランティアハウス（放課後子ども教室）に対する理解の促進を目的とし、利用及びパートナー募集を目的とした情報発信に努める。	○保護者の就労等による放課後の居場所づくりとして、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブの設置）の実施（18クラブ） ○ボランティアハウス（放課後子ども教室）開設日数等 開設日数 参加パートナー数 参加児童数 令和5年度 724日 3,286人 17,230人 令和6年度 819日 3,385人 15,019人 ○保護者のボランティアハウスに対する理解の促進を目的とした「ボランティアハウスガイド」の作成・周知に取り組んだ。	○引き続き待機児童の解消に向けた取組を行う。 ○ボランティアハウス（放課後子ども教室）に子どもが参加することで、保護者が安心して社会参加できる環境整備が図られた。 ○ボランティアハウスに対する理解の促進を目的として、ボランティアハウスの保護者に対して説明会を実施する必要がある。 ○保護者・子どもが安心してボランティアハウスを利用できるよう、パートナーの資質向上のための研修を計画的に実施する必要がある。 ○ボランティアハウスのパートナーが高齢化しているため、次世代のパートナーの掘り起こしに取り組む必要がある。	子ども福祉課 ひとづくり推進課
34	【交流機会や相談の場の提供】 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。 ●子育て支援センター事業の実施 ●子育てサロンの実施	○子育て支援センター事業 相談者への継続した支援に繋がるよう、関係機関との密な体制づくりに努める。	○交流事業（わくわくの日、よむよむの日、誕生会、だっこっこなど）、相談事業（乳幼児健康相談）、学習事業（子育てミニ講座、離乳食講習会、プレママ・パパ、孫育て・他孫育て講座など）を実施した。 ○関係機関、団体と連携しながら、多様化する相談内容、ニーズに対応し、より良い支援に繋がるよう努めた。	○交流事業などセンターの利用がきっかけとなって顔見知りとなるなど、利用者同士の良好な関係づくりにも繋がっている。 ○気軽に相談できる場所として役割を果たすとともに、支援が必要となった場合は、引き続き関係機関や各種団体と連携を取りながら支援に繋げていく。	子育て支援センター

(2) 介護支援の充実

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
35	【介護に関する知識の普及と心理的支援】 仕事と介護が両立できるように、高齢者を介護している家族に対して介護に関する知識を普及し、介護技術の向上と精神的ストレスや不安感の解消を図ります。 ●介護者を対象とした研修会、交流会の実施	○介護保険サービスを補完するサービスの実施 ・認知症緊急対応訪問サービスの実施、見直し ・認知症高齢者家族やすらぎ支援サービスの実施見直し ○家族介護支援事業の実施 ・はつらつ介護ふれあい支援サービス事業の実施(市内介護事業所等への委託) ・介護者の会への支援	○介護保険サービスを補完するサービスの実施 ・認知症緊急対応訪問サービス、認知症高齢者家族やすらぎ支援サービスの見直しを検討 ・R6.10月～GPS機器購入費等助成事業を開始：実績なし(利用に関する相談はあった) ○家族介護支援事業の実施 ・はつらつ介護ふれあい支援サービス事業：2事業所 ・美都・匹見の家族会における介護者リフレッシュ事業の実施	○認知症緊急対応訪問サービス、認知症高齢者家族やすらぎ支援サービスの具体的な見直しはできなかったが、事業の必要性を含め引き続き見直しを検討していく。 ○引き続き事業所への周知に務めたい。	高齢者福祉課
36	【介護者への支援】 介護者の疾病等で一時的に介護が困難な状況になった場合に、高齢者、障がい者の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減します。 ●介護保険制度の充実(再掲) ●介護保険制度以外のサービスの充実(再掲) ●障がい者短期入所、日中一時支援の実施	○介護保険サービスを補完する事業を実施する。 (入所託老・通所託老・やすらぎ支援等) ○障害福祉サービスにおける短期入所、地域生活支援事業(日中一時支援事業)を実施し、障がい者の生活の安定と家族等介護負担軽減を図る。	○介護保険サービスを補完する事業の実施 ・通所託老サービス：実人員2人、延べ12日利用 ・入所託老サービス：実人員1人、延べ5日利用 ・軽度生活援助サービス：実人員14人、延べ106時間利用 ・訪問理容サービス：実人数1人、延べ2回利用 ・寝具類洗濯乾燥消毒サービス：実人員2人、延べ6枚利用 ・やすらぎ支援サービス：登録者1人(利用なし) ○障害福祉サービスにおける短期入所の実施 ・短期入所利用者実績：52人 ○地域生活支援事業(日中一時支援事業)の実施 ・日中一時支援事業実績：49人	○事業を利用することで、高齢者の生活の安定や介護者の負担軽減を図ることができた。 ○介護者が一時的に介護が困難になった場合のサービスについて、実態に即したものになるよう現状やニーズを把握する必要がある。 ○サービス等を利用することで、障がい者(児)の生活安定及び介護者の負担軽減を図ることができた。 ○今後も必要に応じて利用ができるよう、事業を継続していく。	高齢者福祉課 障がい者福祉課

基本施策8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

(1) 防災分野での男女共同参画の推進

	【具体的取組】取組内容	令和6年度事業計画	令和6年度事業実績	評価・課題	所管課
37	【防災対策に関する男女共同参画の意識啓発】 男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について、意識啓発を行います。 ●防災に関する研修会等の実施 ●益田市男女共同参画推進条例の周知	○島根県総合防災訓練の実施により、意識啓発を行う。 (令和6年10月27日開催予定：益田市全域) ○〔再掲〕男女の特性に配慮した対応等、男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性についてパネル展示等、意識啓発活動を実施する。	○令和6年度島根県総合防災訓練実施 日時：令和6年10月27日(日) 会場：県立万葉公園他11箇所 参加者：524名 ○外国人のための防災講座 日時：2月16日 場所：人権センター 対象：外国の方、一般市民等 参加者：19人 内容：益田市の災害の状況、災害時の情報の使い方、避難所運営ゲームHUG等について学んだ。(R7年度実践予定) ○地区人権・同和教育推進協議会委員等向け研修会 日時：11月28日 場所：東仙道公民館 対象：地区人権・同和教育推進協議会委員等 参加者：37人 内容：「災害と人権～避難所における人権問題」と題した研修会を開催した。	○益田市女性消防団員等の参加による女性の視点を取り入れた避難所開設・運営訓練及び避難訓練は会場が衆議院議員総選挙の投票所となり活用できなくなったため中止。 ○避難者の性別や国籍などそれぞれが抱える特性に配慮した防災対策の必要性を考える機会となった。	危機管理課 人権センター
38	【自主防災組織への女性の参画促進】 災害に備え地域で組織する自主防災組織において、組織委員や役割に応じて編成される各班への女性の参画を促進します。 ●自主防災組織への女性の参画促進を図る	○防災士養成事業を通じ、自主防災組織への女性の参画を促進する。	○地域防災力の向上を図るため、防災士養成研修を県と連携し実施。7名が養成研修に申し込みを行い、全員の方が資格取得試験に合格し防災士認証登録となった。今年度の女性の申し込みは0名。	○自主防災組織への女性の参画促進を図るため、引き続き防災士養成研修を実施。また、新たな周知方法を検討することで防災士養成講座の申込者数増を目指す。	危機管理課

39	【男女共同参画の視点に立った避難所運営】性別の違いに配慮した避難所運営を推進します。 ●女性の視点を取り入れた避難所の環境整備を行う	○意識啓発活動及び避難所の生活環境の整備を図る。	○益田市備蓄計画に基づき防災備蓄食や資機材を購入。	○総括保健師の助言等を参考に、乳幼児用食品や女性用下着の購入を行った。	危機管理課
----	--	--------------------------	---------------------------	-------------------------------------	-------